



JASDAQ

平成28年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社 テ ノ ッ ク ス
代 表 者 名 代表取締役社長 菱山 保
(J A S D A Q ・ コード 1 9 0 5)
問 合 せ 先 総務部長 谷山 敦之
電 話 0 3 - 3 4 5 5 - 7 7 5 8

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第46回定時株主総会に監査等委員会設置会社への移行に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成28年3月18日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成28年6月29日開催予定の第46回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日(予定)

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 19 条 (条文省略)	第 5 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第 20 条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	第 20 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>7</u> 名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 21 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2 (現行どおり)
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3 (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 22 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>3 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役1名以上を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって相談役若干名を委嘱することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役1名以上を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役社長1名を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、その責任を免除することができる。</u> <u>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第40条~第41条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第44条~第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令 または本定款のほか、監査等委員会に おいて定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第35条~第36条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第39条~第42条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第46回定時株主総会終結前の行 為に関する監査役(監査役であった者を含 む。)の会社法第423条第1項の責任につき、 善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役 会の決議によって、法令の定める限度におい て、その責任を免除することができる。</u></p>